

政法第1347号
答申第448号
平成28年8月2日

千葉県教育委員会教育長
内藤 敏也 様

千葉県情報公開審査会
委員長 荘司 久雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成26年3月7日付け教職第786号による下記の諮問について、別添のとおり答申します。

記

諮問第543号

平成26年2月6日付けで異議申立人から提起された、平成26年1月17日付け教職第687号で行った行政文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った行政文書部分開示決定で不開示とした部分のうち、「事故報告書の提出について（提出）（平成25年●●月●●日付け、教南事第●●●号）（下記第2の3（2）」4ページ 23行目の20文字目については開示すべきである。
その余の実施機関の決定は妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 行政文書開示請求

平成25年12月18日付けで異議申立人は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。平成28年千葉県条例第15号による改正前のもの。以下「条例」という。）第5条に基づき、実施機関に対し、行政文書開示請求を行った。

2 請求内容

「2013年10月11日から同年12月17日までに、千葉県教育委員会（教育庁）が収受した事故報告書。ただし、教育総務課人事給与室（交通事故に係るものを除く）、指導課生徒指導室、教職員課管理室（交通事故に係るものを除く）、学校安全保健課安全室（交通事故に係るものを除く）、財務施設課が担当するものに限る。」（以下「本件請求」という。）

3 特定した対象文書

実施機関は以下（1）から（11）の文書（以下「本件対象文書」という。）を特定した。

なお、以下（1）から（11）は、平成26年1月17日付け教職第687号行政文書部分開示決定通知書の別紙1の行政文書の件名欄に記載された1～11の行政文書にそれぞれ相当するものである。

- （1）事故報告書の提出について（進達）（平成25年●●月●●日付け、教北事第●●●号）（以下「本件対象文書1」という。）
- （2）事故報告書の提出について（提出）（平成25年●●月●●日付け、教南事第●●●号）（以下「本件対象文書2」という。）
- （3）事故報告書の提出について（進達）（平成25年●●月●●日付け、教北事第●●●号）（以下「本件対象文書3」という。）
- （4）事故報告書（平成25年●●月●●日付け、●●第●●●号）（以下

- 「本件対象文書4」という。）
- (5) 事故報告書（平成25年●●月●●日付け、●●●第●●●号）（以下「本件対象文書5」という。）
 - (6) 事故報告書（平成25年●●月●●日付け、●●第●●●号）（以下「本件対象文書6」という。）
 - (7) 事故報告書（平成25年○○月○○日付け、○○○第○○○号）（以下「本件対象文書7」という。）
 - (8) 事故報告書（平成25年○○月○○日付け、○○第○○○号）（以下「本件対象文書8」という。）
 - (9) 事故報告書（平成25年○○月○○日付け、○○第○○○号）（以下「本件対象文書9」という。）
 - (10) 事故報告書（平成25年●●月●日付け、●●第●●●号）（以下「本件対象文書10」という。）
 - (11) 事故報告書（平成25年●●月●●日付け、●●第●●●号）（以下「本件対象文書11」という。）

4 実施機関による決定

平成26年1月17日付け教職第687号による行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）を行った。

5 異議申立て

異議申立人は、本件決定を不服として、平成26年2月6日付けで異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件決定を取り消すとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

本件決定の開示しない理由に掲げる「氏名等は、個人に関する情報であって、特定個人を識別することができる情報である」という部分については概ね首肯できるものであるが、「学校名等は」以下の後半部については、全く支離滅裂の文章になっている。例えば、「学校名等は、個人に関する情報」ということはありえない。また、「学校関係者等一定範囲の者」を想定するならば、条例の「特定個人を識別することができるもの」という部分が空文になってしまう。すなわち、「特定個人を識別することができる」人たち（一定範囲の者）に開示することを想定するならば、その人たちは「特定個人を識別することができる」のは当然のことである。

条例は、このような空文化を避けるため、「当該情報に含まれる氏名、

生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」と例示をしているのである。ある「一定範囲の者」を想定すれば、「個人に関する情報」は、いかなる場合も「特定の個人を識別できるもの」となり、すべての「個人に関する情報」は不開示となってしまう、条例は破綻する。

以上、本件決定は誤った理由のもとに行われたものであり、取り消しを免れない。

3 平成26年5月14日付け意見書における主張について

条例第8条は、行政文書の「原則開示」を定めている。しかし、本件決定はこの原則をないがしろにするものである。

条例第8条第2号本文後半は、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と、「特定個人を識別することはできない」ことを前提として記されている。

ところが、実施機関の説明においては、条例第8条第2号本文後半を適用するにあたり、「当事者を確定的に知ることになる可能性がある」とか、「開示したことによって、当事者を確定的に知ることになった」など、「特定個人を識別することができる」ことを前提とした主張がなされている。

前提条件が異なるのであるから、本件決定に条例第8条第2号本文後半を適用したことは、明らかに誤りである。

条例第8条第2号は「氏名、生年月日その他の記述等」や、「公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報」等と文書に記載された情報を照合することによって特定個人が識別できる場合と、特定個人が識別できない場合について規定しているのであって、開示請求者が誰であるとか、「一定範囲の者」などといった概念が入る余地はないのである。

実施機関の主張が通るのなら、「他人に知られたくないと望む、機微に触れる情報」と実施機関が判断した情報はすべて不開示となってしまう。

異議申立人は、このことを条例の「原則開示」をないがしろにし、条例を空文化するものであると言っているのである。

ちなみに、千葉県情報公開条例解釈運用基準は、条例第8条第2号本文後半の解釈について、特定の個人を識別させる情報がない情報又は特定の個人を識別させる情報が含まれている場合の当該情報を除いた残りの情報であって、公にすることにより、財産権その他の当該個人の権利利益を害するおそれがあるものをいい、個人の思想、心身の状況に関する情報であ

って、個人の人格と密接に関係するものとして保護すべき情報などが考えられる旨記載されている。これらと本件決定の不開示情報がいかに乖離しているかは明白である。

また、実施機関の説明の「これに記載された情報により、事故の当事者が中傷や圧力を受けるおそれがある」とは、どのような蓋然性に基づき主張しているのであろうか。開示請求者がまるで反社会的行為を行うかのような表現である。

そうでないというのであれば、いったい誰が「中傷や圧力」を加えるのであろうか。まったく理解に苦しむ。典型的な「ためにする議論」に他ならない。

第4 実施機関の説明要旨

1 本件対象文書について

本件対象文書は、平成25年10月11日から同年12月17日までの間に教育振興部教職員課が収受した11件の事故報告書であり、いずれも職員の事故に係るものである。

本件対象文書のうち市町村立学校に係るもの（本件対象文書1から3）は、事故に係る職員が所属する学校の校長が、当該市町村の学校管理規則に基づき、市町村教育委員会に報告した事故報告書であり、教育事務所を通じて実施機関に提出されたものである。

本件対象文書のうち県立学校に係るもの（本件対象文書4から11）は、職員の事故、非行その他服務上又は身分上の取扱いを要すると認められる事実が発生したときに、当該職員が所属する学校の校長が県立高等学校管理規則第59条第2項又は県立特別支援学校管理規則第56条第2項の規定により、実施機関に報告した事故報告書である。

本件対象文書には、概ね、学校番号、文書記号、文書番号、施行月日、学校名、校長名及び職印のほか、事故の種別、発生日時、発生場所、当事者職員の職名・氏名・年齢等・住所、事故の程度、事故の状況などが、共通して記述されている。

2 条例第8条第2号該当性について

(1) 同号本文前段該当性について

本件対象文書に記載されている情報のうち、氏名、住所、生年月日及び個人の印影は、個人に関する情報であって、その記述により特定の個人を識別することができるものであることは明らかである。

よって、当該情報は「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」に該当する。

(2) 同号本文後段該当性について

本件対象文書に記載された情報のうち、文書番号・施行月日、学校名、校長の印影、学年・組、勤務年数、点数、処分内容、道路名、病院名、市町村名、店舗名、施設名、特定個人に関する記述、年月日・曜日、教科、事故の具体的状況、事務所名、年齢、役職名、年数、学校番号、文書記号、科名、事故の程度、発生場所、部名、相手側、駅名、室名、時間、反省等、警察署名、身分及びバス名（以下「学校名等」という。）については、以下のとおりである。

学校における事故の発生は限られているため、学校の教職員、生徒その他の関係者（以下「一定範囲の者」という。）が、当事者を含む事故の内容の一部を知っている場合があると考えられる。また、たとえ当事者を確定的に知っていなくとも、誰であるか推測しているなど、不確定的に知っている場合もあると考えられる。

そうした中で、学校名等を開示した場合、たとえ学校名等の記述により特定の個人を識別することができないとしても、一定範囲の者が既に知っている情報、学校要覧その他の一般的に入手可能と考えられる情報及び本件決定により開示される情報を照合することにより、それらの者が、事故の詳細を認識し、又は当事者を確定的に知ることになる可能性があると考えられる。また、当該事故が報告されたことを知る可能性があると考えられる。

本件対象文書は、当事者である職員の行為が服務上又は身分上の取り扱いを要すると認められるものとして報告されたものであり、これらに記載された情報により、事故の当事者が中傷や圧力を受けるおそれがあるところ、このような事故の内容は、当事者にとって通常他人に知られたくないと望む、機微に触れる情報といえるから、一定範囲の者が当事者を含む事故の内容の一部を知っていて、学校名等を開示したことによって、これらの者が事故の詳細を認識した場合、又は当事者が誰であるか推測しているなど、当事者を不確定的に知っている一定範囲の者が、学校名等を開示したことによって、当事者を確定的に知ることとなった場合、当事者の権利利益は害されることになる。また、これらの者が、当該事故がそのようなものとして報告されたことを知ることになったことによっても、当事者の権利利益は害されることになる。

よって、学校名等は、条例第8条第2号本文後段「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当する。

なお、事故の程度、事故の具体的状況及び反省等は、当事者にとって通常他人に知られたくないと望む、機微に触れる情報であるから、たとえ当事者を特定することができる可能性がない場合であっても、条例第8条第2号本文後段「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当する。

(3) 同号ただし書該当性について

本件対象文書における不開示情報は、職員の事故に関する情報であり、職務遂行の内容に係る情報ではないため、同号ただし書に該当しない。

また、同号ただし書きイ、ロ及びニにも該当しない。

よって、本件対象文書における不開示情報は条例第8条第2号に該当し、開示しないこととした。

3 異議申立ての理由について

異議申立人は、条例第8条第2号本文前段の「氏名、生年月日その他の記述等」に一定範囲の者が知る情報を含めてしまうと、「個人に関する情報」はいかなる場合も「特定の個人を識別できるもの」となり、すべての「個人に関する情報」は条例第8条第2号前段に該当し不開示になり、そのような条例の解釈は不当である旨主張している。

しかし、本件決定のうち、学校名等については、条例第8条第2号後段に該当するものとして不開示としているのであり、異議申立人の主張は当たらない。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件対象文書について

本件対象文書1から3は、教育事務所長が教育委員会教育長に進達又は提出したかがみ文、市教育委員会が教育事務所長に報告又は送付したかがみ文及び小中学校長が市教育委員会に報告した事故報告書で構成されており、本件対象文書4から11は、高等学校長及び特別支援学校長が実施機関に報告した事故報告書であり、本件対象文書9には当該事故職員から高等学校長へ報告された事故報告書も添付されている。また、本件対象文書

中、事故報告書には事故当事者の情報、事故の概要、事故の状況、事故の処置等が記載されている。

実施機関は、上記第4の2に記載の部分を条例第8条第2号該当として本件決定を行ったところ、異議申立人は不開示部分のうち、条例第8条第2号本文前段該当として不開示とした氏名、住所、生年月日及び個人の印影を除いた部分について開示すべき旨主張している。

よって、氏名、住所、生年月日及び個人の印影を除く不開示部分に係る本件決定の妥当性について検討する。

2 条例第8条第2号該当性について

(1) 本件請求に係る実施機関の対応について

当審査会が本件対象文書を見分したところ、職員の事故における事故の状況及び対応経過の具体的な内容等機微に触れる情報が相当程度開示されている一方、当該事故の関係者、当該事故に居合わせた当事者以外の者、当事者の知人、当該事故について伝え聞いた者等（以下「関係者等」という。）にとっては当事者をある程度特定することができる情報は不開示とされていることが認められた。

そこで、当審査会が事務局職員をして実施機関に確認したところ、実施機関は、本件決定を行うに当たり、事故の内容をできる限り開示していくという方針の下、一般においては特定の個人を識別できないものの、一定範囲の者には、各々の既知の情報とあわせることで特定の個人を識別することができる情報について不開示とすることで、当事者のプライバシーの保護と説明責任の確保との均衡を図ったとのことであった。

関係者等にとって当事者をある程度特定することができる情報を開示すると、既に開示されている情報と照合することにより、事故及び対応経過の具体的な内容という、通常他人に知られたくない個人の人格と密接に関連している個人情報等が公にされることとなり、そのことにより当事者の権利利益が害されるおそれがある。

よって、かかる観点に基づき、本件決定における当該不開示情報が、条例第8条第2号本文後段に規定する、「特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある」情報であるか否かも含め、条例第8条第2号該当性について以下検討する。

(2) 本件対象文書1から3のうち、教育事務所長が教育委員会教育長に進達又は提出したかがみ文及び市教育委員会が教育事務所長に報告又は送付したかがみ文における不開示情報について

- ア 不開示情報のうち、事故報告書の発出学校名については、これらを開示すると、事故の発生した学校が判明し、関係者等にとっては、当事者を特定することが可能であり、既に関示されている情報と照合することで、当該事故の詳細という通常他人に知られたくない情報が知られることとなり、当事者の権利利益を害するおそれがあると認められる。よって、当該不開示情報は条例第8条第2号本文後段に該当し、不開示が妥当である。
- イ 不開示情報のうち、施行の月日、収受の月日及び本文中記載の別添文書の施行の月日については、これらを開示すると、事故報告書が提出された月日が推測され、それらの月日と文書目録等を照合すると当該事故の発生した学校名が判明するおそれがある。その結果、関係者等にとっては、ある程度当事者を特定することが可能であり、既に関示されている情報と照合することで、当該事故の詳細という通常他人に知られたくない情報が知られることとなり、上記アと同様の理由により、不開示が妥当である。
- ウ 不開示情報のうち、文書の番号及び本文中記載の別添文書の番号（本件対象文書2に限る）については、これらを開示すると、当該番号の前後の番号を付した文書の施行の月日から、当該文書及び事故報告書が提出された月日が推測され、それらの月日と文書目録等を照合すると当該事故の発生した学校名が判明するおそれがある。その結果、関係者等にとっては、ある程度当事者を特定することが可能であり、既に関示されている情報と照合することで、当該事故の詳細という通常他人に知られたくない情報が知られることとなり、上記アと同様の理由により、不開示が妥当である。
- (3) 本件対象文書1から3のうち、小中学校長が市町村教育委員会に報告した事故報告書における不開示情報について
- ア 不開示情報のうち、学校名、校長名及び校長の印影については、これらの情報を開示すると、事故の発生した学校が判明するため、上記(2)アと同様の理由により、不開示が妥当である。
- イ 不開示情報のうち、施行の月日、収受の月日（本件対象文書1及び3に限る。）及び文書の番号（本件対象文書1及び3に限る。）については、上記(2)イ及びウと同様の理由により、不開示が妥当である。
- ウ 不開示情報のうち、「Ⅰ 3 発生場所」（本件対象文書1及び3に限る。）及び「Ⅱ 1 事故の状況及び現場見取り図」（本件対象文書1に限る。）に記載の情報は、事故発生場所に係る詳細な情報で

あり、これらを開示すると、関係者等にとっては、当事者を特定することが可能であり、既に開示されている情報と照合することで、当該事故の詳細という通常他人に知られたいくない情報が知られることとなり、上記（２）アと同様の理由により、不開示が妥当である。

エ 不開示情報のうち、当事者の学年、クラス、担当職務、担当科目、現在校勤務年数及び勤続年数については、これらを開示すると、関係者等にとっては、当事者を特定することが可能であり、既に開示されている情報と照合することで、当該事故の詳細という通常他人に知られたいくない情報が知られることとなり、上記（２）アと同様の理由により、不開示が妥当である。

オ 不開示情報のうち、当事者の年齢については、個人に関する情報であり、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる情報であるため、条例第８条第２号本文前段に該当し、不開示が妥当である。

なお、本件対象文書１から３に記載の年齢の一部は、報道発表により既に公にされている情報であるため、本件決定においても開示されている。

カ 「Ⅰ ５ 事故の程度」「Ⅱ ２ これまでの経過」「Ⅲ 事故発生後の処理」（本件対象文書１）、「Ⅱ 事故の状況」「Ⅲ 事故の処置」（本件対象文書２）、「Ⅱ 事故の状況」「Ⅲ 事故発生後の処置」（本件対象文書３）中に記載の不開示情報のうち、上記ア及びエを除く情報は、当該事故の個別具体的内容及び経過、当事者の動静等の詳細にわたる情報である。これらは、当事者が通常他人に知られたいくない個人の人格と密接に関連している情報であり、これらを開示すると、当事者の権利利益が害されるおそれがあり、条例第８条第２号本文後段に該当すると認められ、不開示が妥当である。

ただし、「Ⅲ 事故の処置」（本件対象文書２）中に記載の不開示情報のうち、生徒に対する面談の期限については、これを開示しても当事者の権利利益を害するとは認められず、条例第８条第２号に該当しないため、開示すべきである。

（４）本件対象文書４から１１のうち、高等学校長及び特別支援学校長が実施機関に報告した事故報告書における不開示情報について

ア 「当事者」又は「事故職員」中に記載の不開示情報のうち、当該事故職員の年齢は、個人に関する情報であり、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる情報であるため、条例第８条第２号本文前段に該当し、不開示が妥当である。なお、本件対象文

書 7、9 及び 10 の記載については、報道発表により既に公にされている情報であるため、本件決定においても開示されている。

イ 個人を識別することはできないが、公にすることにより個人の権利利益を侵害するおそれのある、個人の人格と密接に関連している情報について

(ア) 「事故の程度」中に記載の不開示情報のうち、下記ウ(ク)を除く情報については、当該事故の詳細な情報である。なお、本件対象文書 7、8 及び 11 の記載については、報道発表により既に公にされている情報であるため、本件決定においても開示されている。

(イ) 本件対象文書 4、5、6、7、9、10 及び 11 中の不開示情報のうち、「事故の状況及び原因」中に記載の不開示情報のうち、下記ウ(コ)を除く情報については、当該事故の詳細な情報である。

(ウ) 本件対象文書 4、5 及び 11 中の「事故発生時の処置」に記載の不開示情報のうち、下記ウ(コ)を除く情報については、当該事故の詳細な情報である。

(エ) 本件対象文書 4 及び 11 中の「その他の参考事項」に記載の情報のうち、下記ウ(ス)を除く情報については、当該事故の詳細な情報である。

(オ) 上記(ア)から(エ)で示した事故の詳細な情報は、当該事故の個別具体的内容及び経過、当事者の動静等の詳細にわたる情報である。これらは、当事者が通常他人に知られたくない個人の人格と密接に関連している情報であり、これらを開示すると、当事者の権利利益が害されるおそれがあり、条例第 8 条第 2 号本文後段に該当すると認められ、不開示が妥当である。

ウ 関係者等にとっては当事者がある程度特定することができる情報について

(ア) 学校番号(本件対象文書 11 を除く。)、文書の記号、学校名、校長名及び校長の印影については、これらの情報を開示すると、事故の発生した学校が判明する。なお、本件対象文書 7、8 及び 9 に記載のこれらの情報は、報道発表により既に公にされている情報であるため、本件決定においても開示されている。

(イ) 施行の月日、収受の月日及び文書の番号については、これらを開示すると、事故報告書が提出された月日が推測され、事故の発生した学校が判明するおそれがある。なお、本件対象文書 7、8 及び 9 に記載のこれらの情報は、報道発表により既に公にされている情報であるため、本件決定においても開示されている。

- (ウ) 本件対象文書7中「事故の種別」及び「相手側」に記載の不開示情報は、開示すると、当該事故の相手方が判明する。
- (エ) 「発生日時」に記載の不開示情報を開示すると、当該事故の発生した月日、曜日及び事故回数が判明する。なお、本件対象文書7、8、9及び10に記載の事故の発生した月日及び曜日の一部は、報道発表により既に公にされている情報であるため、本件決定においても開示されている。
- (オ) 「発生場所」に記載の不開示情報を開示すると、当該事故が発生した場所が判明する。なお、本件対象文書4及び6に記載の情報は概括的な記載であり、これらを開示しても関係者等にとって、当事者を特定することは困難であるため、本件決定において開示されている。また、本件対象文書9に記載の情報は、報道発表により既に公にされている情報であるため、本件決定においても開示されている。
- (カ) 「当事者」又は「事故職員」（本件対象文書4、5、6、7、9、10及び11に限る。）に記載の不開示情報のうち、上記アを除く情報を開示すると、当該事故職員の学年、担当職務、担当科目、担当部活動及び身分が判明する。なお、本件対象文書4及び5中に記載の担当科目及び担当部活については、当該事故に関連するものとして開示したとのことである。
- (キ) 本件対象文書4、5、6、10及び11中の「当該生徒」又は「相手側」に記載の不開示情報を開示すると、当該生徒の学科、学年及びクラスが判明する。なお、本件対象文書6に記載の学科については、これらを開示しても関係者等にとって、当事者を特定することは困難であるため、本件決定において開示されている。
- (ク) 本件対象文書10中の「事故の程度」に記載の不開示情報のうち、当該事故が発生した日付及び曜日を開示すると、事故発生日日及び曜日が判明する。
- (ケ) 本件対象文書8中の「事故の状況及び原因」及び「現場の見取り図」に記載の不開示情報を開示すると、当該事故が発生した場所が判明する。
- (コ) 本件対象文書4、5、6、10及び11中の「事故の状況及び原因」及び「事故発生時の処置」に記載の不開示情報のうち、月日、曜日、回数、学年、職員の氏名及び警察署名を開示すると、当該事故の発生した月日及び曜日、当該事故の処置を行った月日及び曜日、

事故回数、当該事故に対応した職員の担当する学年及び氏名並びに当該事故が発生した場所の名称が判明する。

(サ) 本件対象文書7中の「事故発生時の処置」及び「その他の参考事項」に記載の不開示情報を開示すると、処置の詳細な情報が判明し、当該事故の相手方が判明するおそれがある。

(シ) 本件対象文書10中の「事故発生までの学校の指導」に記載の不開示情報を開示すると、委員会を行った月日及び曜日が判明する。

(ス) 本件対象文書4、5、6、10及び11中の「その他の参考事項」に記載の情報のうち、月日、曜日、警察署名及び当該事故への対応を開示すると、当該事故への対応を行った月日、曜日及びその内容並びに当該事故が発生した場所の名称が判明する。

(セ) 上記(ア)から(ス)によって判明する情報は、関係者等にとっては、いずれも当事者がある程度特定し、又は特定することができる情報であって、これらを開示すると、既の開示されている情報と照合することで、事故の内容という、公務員の職務を離れた個人としての評価を低下させる、機微に触れる情報を知られることにより、個人の権利利益を害するおそれがあり、条例第8条第2号本文後段に該当すると認められ、不開示が妥当である。

(5) 本件対象文書9中の当該事故職員から高等学校長へ提出された事故報告書における不開示情報について

ア 不開示情報のうち、「事故の概要」及び「現場見取図」に記載の情報は、事故発生時の当事者の態様等である。これらは、当事者が通常他人に知られたくない個人の人格と密接に関連している情報であり、これらを開示すると、当事者の権利利益が害されるおそれがあり、条例第8条第2号本文後段に該当すると認められ、不開示が妥当である。

イ 不開示情報のうち、「備考等」に記載の情報は、事故職員の反省文であり、上記アのとおり、条例第8条第2号本文後段に該当し、不開示が妥当である。

3 異議申立人のその余の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおり、実施機関は本件対象文書2中 4ページ 23行目の20文字目を開示すべきであるが、その余の決定は妥当である。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成26年3月10日	諮問書の受理
平成26年4月18日	実施機関の理由説明書の受理
平成26年5月14日	異議申立人の意見書の受理
平成28年4月25日	審議
平成28年5月30日	審議
平成28年6月27日	審議

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
荘 司 久 雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
下 井 康 史	千葉大学大学院専門法務研究科教授	部会長職務代理者
日 名 子 暁	弁護士	
湊 弘 美	弁護士	

(五十音順)